



長野県報

7月18日(木)
令和6年
(2024年)
第526号

目次

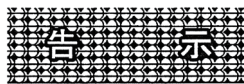
告示

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件の変更予定(3件)(森林づくり推進課).....	1
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市・まちづくり課).....	3
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定に基づく公表の方法(契約・検査課).....	3
令和7年度長野県立高等学校入学者選抜要綱(高校教育課).....	3

公告

開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	4
-------------------------------	---

正誤(文化振興課).....	4
----------------	---



長野県告示第403号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和6年7月18日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿南町字和合2229の1、2230
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第404号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和6年7月18日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第405号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和6年7月18日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡木島平村（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木島平村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第406号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和6年7月18日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡野沢温泉村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び野沢温泉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第407号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年7月18日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画道路 3・4・13号一重山線

2 都市計画を定める土地の区域

千曲都市計画道路 3・4・13号一重山線

平成24年長野県告示第463号の土地の区域のうち、千曲市大字屋代字清水、字七ツ石、字返町、字中原、字大境及び字松ヶ崎並びに大字雨宮字中原及び字町浦の各一部を変更し、千曲市大字屋代字地正の一部を追加する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県千曲建設事務所及び千曲市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第408号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和6年7月18日

長野県知事 阿部 守一

インターネットを利用して閲覧に供する方法によることとし、長野県公式ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp>）において公表する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

契約・検査課

長野県教育委員会告示第4号

令和7年度長野県立高等学校入学者選抜要綱を次のとおり定めました。

令和6年7月18日

長野県教育委員会

1 要綱の名称

令和7年度長野県立高等学校入学者選抜要綱

2 要綱の内容

要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/jukense/index.html>) に掲載しました。

高校教育課